

スプリンクラー設備・泡消火設備設置基準 (抜粋)

消防用設備等の種類		スプリンクラー設備 (令12条)					泡消火設備等 (令13~18条)		
		一 般		地 階 無窓階	4階以上 10階以下	11階 以上	指 定 可燃物	一 般	指 定 可燃物
1	イ	劇場等	舞台部 地階無窓階4階以上300㎡以上 その他500	床面積 1000㎡以上	床面積 1500㎡以上	全部(特定防火対象物は全階設置)	一〇〇〇倍以上(可燃性液体類に係るものを除く。)	一〇〇〇倍以上	1.屋上部分の回転翼航空機又は垂直離着陸航空機発着場 2.自動車の修理又は整備の用に供する部分の床面積が、地階又は2階以上で200㎡以上、1階で500㎡以上 3.駐車場の用に供する部分の床面積が、地階又は2階以上で200㎡以上1階で500㎡以上屋上部分で300㎡以上 4.昇降機等の機械装置による駐車場で車両の収容台数が10以上 5.電気室又はボイラー室等で床面積200㎡以上 6.通信機器室で床面積500㎡以上 7.道路の用に供される部分で床面積が屋上部分600㎡以上それ以外の部分400㎡以上
	ロ	公会堂等							
2	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ等	6000以上 (平家建以外)	1000	1000				
	ロ	遊技場、ダンスホール							
	ハ	性風俗営業店舗等							
	ニ	カラオケボックス等							
3	イ	料理店等	3000 (平家建以外)	1000	1500				
	ロ	飲食店等							
4	イ	百貨店、マーケット、店舗等	6000 (平家建以外)	1000	1500				
	ロ	共同住宅等							
6	イ	病院、診療所、助産所	6000 (3000注1)(平家建以外)	1000	1500				
	ロ	養護老人ホーム・乳児院等	0(注2)						
	ハ	老人デイサービスセンター等	6000 (平家建以外)	1000	1500				
7	イ	学校等	6000 (平家建以外)	1000	1500				
	ロ	図書館等							
9	イ	蒸気浴場等	ラック式高さ10mを超えかつ延面積700㎡以上(1400)(2100)	特1000	特1500 (1000注3)				
	ロ	公衆浴場等							
10	イ	停車場等							
11	イ	工場等							
12	ロ	映画スタジオ等							
13	イ	駐車場等							
	ロ	格納庫等							
14	イ	倉庫							
15	イ	事業場等							
16	イ	特定複合建物	(特)3000	特1000	特1500 (1000注3)				
	ロ	その他の複合建物							
16の2	イ	地下街	延面積1000						
16の3	ロ	準地下街	延面積1000 かつ(特)500						
17	イ	重要文化財							
18	イ	延長50m以上のアーケード							

備考

- []は耐火構造で内装制限をした建築物の場合。()は耐火構造の建築物又は内装制限をした準耐火造の建築物の場合。
- 特は特定防火対象物の用途に供される部分が存する階の床面積を、(特)は特定防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計を表す。
- (注1)は、病院の場合。
- (注2)延べ面積原則0㎡以上。障害者施設のうち、介助がなければ避難困難な者が入所する施設以外は、275㎡以上(平屋建含む)が必要。
- (注3)は、同表(2)項又は(4)項の用途に供される階